

幼児児童生徒・保護者の皆様へ

和歌山県では、臨時休業期間を5月31日で終了し、6月1日から学校を再開しますので、御理解と御協力をお願いします。

記

I 登下校に關すること

- ・ 校内や通学中の過密を避けられるよう、当面の間、分散授業などの取組を実施します。
- ・ 登下校中の感染リスクを下げるため、公共交通機関を利用する場合は、乗車中の会話を控えるとともに、自転車や歩行による通学の場合も身体的距離を確保してください。
- ・ 授業や部活動等終了後は、集まって雑談したり、寄り道をしたりせず、速やかに下校してください。
- ・ スクールバスについては、乗車人数を少なくするなどの取組を実施します。

II 学校生活に關すること

- ・ 授業中、幼児児童生徒の対面などを避けるための座席配置や、学習内容の変更を行います。
- ・ 各教室の換気を徹底するとともに、多くの幼児児童生徒が手を触れる場所や机、椅子は、1日に1回以上、次亜塩素酸ナトリウム等消毒液による消毒を行います。
- ・ 便や尿、吐物等を介して感染する可能性があるため、排泄介助や吐物処理、トイレ掃除を行う際には感染症対策を徹底します。
- ・ 学校行事については必要最小限とし、実施に当たっては、3つの条件が重なることのないよう、実施内容や方法を工夫します
- ・ 幼児児童生徒に対して、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や感染症対策について、学校再開後できるだけ早い時期に指導を行います。

III 保護者の皆様に御協力していただきたいこと

- ・ 毎朝、検温し、健康観察票に記入して、学校に提出してください。発熱や咳等の風邪の症状がある場合は、決して無理をせず自宅で休養させてください。
- ・ 学校で発熱等の症状が見られた場合は、連絡をしますので、速やかに迎えにきてください。
- ・ 自宅を出てから帰るまでの間、幼児児童生徒一人一人の状況に応じたマスクの着用を行いたいと考えますので、御理解と御協力をお願いします。
- ・ 幼児児童生徒には、別添「感染対策10か条」を配布しますので、家庭でも十分に話し合うとともに、御協力ください。

IV 今後の臨時休業について

- ・ 幼児児童生徒及び教職員等に陽性者が出了場合は、学校と保健所、教育委員会が連携を図り、保健所による疫学調査の結果を踏まえ、学校の全部又は一部を臨時休業します。
- ・ 地域でクラスターが発生した場合や地域をまたいで陽性者が出了場合は、地域一斉に臨時休業します。

感染対策 10か条

徹底して、「3つの密（密閉・密集・密接）」
を避けよう！



【登下校にすること】

- ①電車やバスに乗車中は会話を控えましょう。
- ②授業終了後は速やかに下校しましょう。
- ③下校後は寄り道をせずに帰宅しましょう。
- ④自宅を出てから帰るまではマスクを着用しましょう。
- ⑤登校前には自宅で体温を測り、健康観察票に記録しましょう。

【学校生活にすること】

- ⑥正しい方法でこまめに手を洗いましょう。手を洗った後は、自分のハンカチ等でよくふき取って乾かしましょう。
- ⑦他の人とは十分な距離（1～2m）を取りましょう。
- ⑧休み時間には窓やドアを開け、教室の換気をしましょう。
- ⑨食事の際は、飛沫を飛ばさないよう席を離し、対面して食べることや会話を控えましょう。
- ⑩誰もが感染したり、させたりする可能性があるため、感染者等に対する差別や偏見はやめましょう。

学校再開後の出席停止基準及び臨時休業の目安

児童生徒等または教職員が陽性等と判明した場合の出席停止基準

陽性と判明	治癒した後、14日を経過するまで出席等を停止
濃厚接触者と判明	感染者との最終接触日を0日として14日間出席等を停止

臨時休業の目安

感染状況	臨時休業の対象
・学校内で感染者が発生し、濃厚接触者が学級または学年内に限定される場合	当該学級または学年
・学校内で感染者が複数名発生し、校内で感染した可能性がある場合	当該学校
・地域内の複数校において、複数名の感染者が発生した場合	地域内のすべての学校
・県の基準を超えて感染が拡がった場合	県内のすべての学校

※ 臨時休業の期間は、原則、最終感染者確認後14日間